

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規
則

2011年 第1回 一部改正

2011年 6月30日 規則 第19号

2011年 2月 3日 技術委員会 審議

2011年 2月25日 理事会 承認

2011年 6月24日 国土交通大臣 認可

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.2 一般

1.2.5 として次の1条を加える。

1.2.5 南極海域における重質油の使用及び運搬に関する特別要件(附属書I第43規則)

南極海域においては、船舶の安全の確保、又は搜索及び救助活動に従事する船舶を除き、次に掲げる油を運搬又は燃料油として使用してはならない。ただし、南極海域に入る前に当該油を使用又は運搬した場合、タンクの洗浄及び配管のフラッシング作業を行う必要はない。

- (1) 15℃における密度が 900kg/m^3 を超える原油
- (2) 原油以外の油であって、15℃における密度が 900kg/m^3 を超える又は50℃における動粘度が $180\text{mm}^2/\text{s}$ を超えるもの
- (3) ビチューメン、タール及びそれらの乳化物

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）

(14)及び(15)を次のように改める。

(14) 「窒素酸化物放出規制海域」とは、附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って IMO により指定されたもの次に掲げる海域をいう。

(a) 北アメリカ海域

i) アメリカ合衆国及びカナダの太平洋沿岸に位置し，附属書 VI の付録 VII.1 に指定される経緯度を結んだ線により囲まれた海域。

ii) アメリカ合衆国，カナダ，フランス領（サンピエール島，ミクロン島）の大西洋沿岸及びアメリカ合衆国のメキシコ湾岸に位置し，附属書 VI の付録 VII.2 に指定される経緯度を結んだ線により囲まれた海域。

iii) ハワイ島，マウイ島，オアフ島，モロカイ島，ニイハウ島，カウアイ島，ラナイ島及びカホオラウエ島からなるハワイ諸島沿岸に位置し，附属書 VI の付録 VII.3 に指定される経緯度を結んだ線により囲まれた海域。

(b) 前(a)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって，附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って IMO により指定されたもの

(15) 「硫黄酸化物放出規制海域」とは，次に掲げる海域をいう。

(a) バルティック海海域

ボスニア湾，フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯 57 度 44.8 分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域。

(b) 北海海域

i) 北緯 62 度の緯度線を北端とし，西経 4 度の子午線を西端とする北海の海域。

ii) スカウを通る北緯 57 度 44.8 分の緯度をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域。

iii) 北緯 48 度 30 分の緯度線を南端とし，西経 5 度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域。

(c) 1.1.2(14)(a)に規定される海域。

~~(e)~~ (d) 前(a)及びから(b,c)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって，附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って IMO により指定されたもの

附 則

1. この規則は、2011年8月1日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2011年 第1回 一部改正

2011年 6月30日 達 第35号

2011年 2月 3日 技術委員会 審議

2011年6月30日 達 第35号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.2 一般

1.2.5 として次の1条を加える。

1.2.5 南極海域における重質油の使用及び運搬に関する特別要件(附属書I第43規則)
規則 1.2.5 にいう南極海域とは、南緯 60° 以南の海域をいう。

附 則

1. この達は、2011年8月1日から施行する。